

健生食輸発0814第1号
令和8年8月14日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(イタリア、オーストリア及びルーマニア産ポルチーニのペルメトリン並びにペルー産ぶどうのモノクロトホス)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年8月10日付け健生食輸発0810第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、イタリア、オーストリア及びルーマニア産ポルチーニ並びにペルー産ぶどうについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・ペルー産ぶどう及びその加工品(簡易な加工に限る。)のモノクロトホス

2. 別表第3から削除

- ・イタリア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ASIAGO FOOD S.P.A. (イタリア)」であるものに限る。)
- ・オーストリア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ASIAGO FOOD S.P.A. (イタリア)」であるものに限る。)
- ・ペルー産ぶどう及びその加工品(簡易な加工に限る。)のモノクロトホス(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SOBIFRUIT S.A.C.」であるものに限る。)
- ・ルーマニア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ASIAGO FOOD S.P.A. (イタリア)」であるものに限る。)